

(3) 容器の引渡し方法

充てん容器の引渡しは、以下の場合を除き配管等に接続して販売します。

- ① 屋外において移動して使用する消費者への販売
- ② 調整器が接続された内容積 8 L 以下の容器での販売
- ③ 内容積 25 L 以下の容器での販売（カップリング付容器用弁を有するもの）

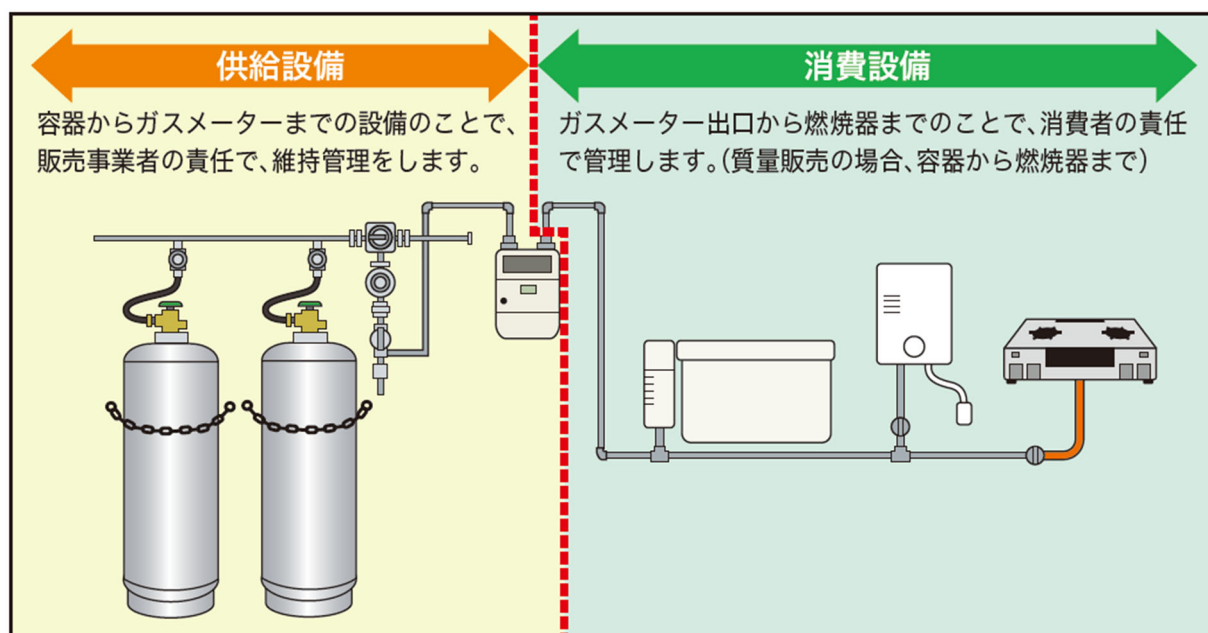
【罰則】法第16条第1項又は第2項の規定に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

（法第100条第1の2号）

法第16条の2第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

（法第100条第2号）

7. 供給設備・消費設備



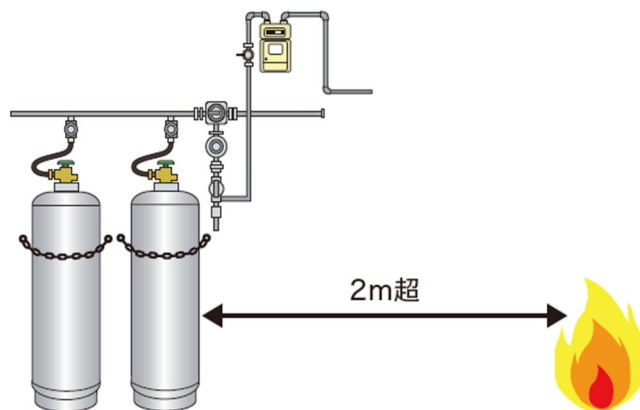
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準

販売事業者は、供給設備を技術上の基準に適合するように維持管理しなければなりません。

技術上の基準に適合していない場合は、必要な修理、改造等を販売事業者の責任において行わなければなりません。（法第16条の2、規則第18条）

- ① 貯蔵能力1,000kg未満（容器）

イ 容器は火気から 2 m 超離れた屋外に設置すること。



- 容器の転落、転倒、流出防止措置及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ハ 容器は温度40℃以下に保つこと。
- ニ 供給管等に欠陥がないこと及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ホ 供給管等からの漏えいはないこと。
- ヘ 調整圧力は2.3kPa以上3.3kPa以下、閉そく圧力は3.5kPa以下、燃焼器入口圧力は2.0kPa以上3.3kPa以下であること。
- ト S型マイコンメータ等*が設置されていること。
- ② 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満（容器）
 - イ 貯蔵設備が第一種保安物件から16.97m以上、第二種保安物件から11.31m以上の距離を有すること。（障壁等のない場合）
 - 貯蔵設備は、火気を取り扱う施設に対し5 m以上の距離を有すること。
 - ハ LPガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。
 - ニ 貯蔵設備には、さく、へいを設けること。
 - ホ 貯蔵設備には、外部から見やすいように警戒標を掲げること。
 - ヘ 消火設備を設けること。
 - ト 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。
 - チ 容器には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷防止の措置を講ずること。
 - リ 容器には湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。
 - ヌ 上記①の二、ホ、ヘに適合すること及びS型マイコンメータ*又は同等の機能を有する設備を設置すること。

* 規則第18条第22号イ【異常なガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能及びその旨の表示を行う機能を有するガスメーター【例示基準第44節（20210203保局第1号 令和3年2月25日付け）に定める機能を有したガスメーター】】

【罰則】法第16条の2第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
（法第100条第2号）

(2)特定供給設備

特定供給設備には以下の設備をいう。（規則第21条）

- ① 特定供給設備
 - イ 貯蔵設備が容器の場合
 - a. 貯蔵能力が3,000kg以上の貯蔵設備
 - b. 気化装置
 - c. 調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この場合において同じ。）
 - d. a. ～ c. に準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられているものに限る。）
 - e. 貯蔵設備と調整器の間の供給管
 - f. a. ～ e. の設備に係る屋根
 - g. 遮へい板
 - h. 障壁
 - 貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合
 - a. 貯蔵能力が1,000kg以上の貯蔵設備
 - b. 気化装置
 - c. 調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この場合において同じ。）

- d. a. ～ c. に準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられているものに限る。）
- e. 貯蔵設備と調整器の間の供給管
- f. a. ～ e. の設備に係る屋根
- g. 遮へい板
- h. 障壁

② 特定供給設備の設置、変更

特定供給設備を設置しようとする場合は、設置場所を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)の許可を受けなければなりません。（法第36条）

また、変更しようとする場合は、設置の許可をした都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に変更許可申請をしなければなりません。（様式第29）

なお、軽微な変更の場合は、設置の許可をした都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に様式第30による届出をしなければなりません。

③ 完成検査

特定供給設備の完成検査については、8. 完成検査を参照してください。

(3)容器の取り外し

供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。（規則第18条第23号）

(4)消費設備の技術上の主な基準

販売事業者は、一般消費者等が消費設備を規則第44条の基準に適合し維持管理するよう、保安業務などを通して改善提案をしなければなりません。（法第35条の5、規則第44条）

また、CO中毒事故防止対策として、不完全燃焼防止装置付の燃焼器等の設置や、交換を推進していくことが必要です。

① 体積販売の場合

イ 配管等に欠陥がないこと及び腐しよく防止の措置がされていること。

ロ 配管に漏えいがないこと。

ハ 末端ガス栓と燃焼器の接続方法が適切であること。

ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

ホ 燃焼器及び排気筒等が適切に設置されていること。

ヘ 規則第86条に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されている燃焼器は、ガス漏れ警報器の検知区域に設置されていること。

② 質量販売の場合

イ 5Lを超える容器の転落、転倒、流出防止措置及び腐しよく防止措置がされていること。

ロ 容器は常に温度40℃以下に保つこと。

ハ LPガスの使用に適合した調整器であること。

ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

注）都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が技術上の基準に合致しない場合は、その設備の所有者又は占有者に対し、修理、改造、移転の命令ができることになっています。

【罰則】法第35条の5の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

（法第100条第2号）

8. 完成検査

貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）が行う完成検査を受けようとするときは、当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在する都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)に様式第31により完成検査の申請をしなければなりません。（規則第59条）

これらの施設等がこの完成検査に合格した後でなければ、これを使用してはならないこととされています。

ただし、これらの施設等の完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行い、技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に届け出た場合は、当該貯蔵施設又は特定供給設備を使用することができます。

9. 保安教育

販売事業者は、従業者に対し保安教育を行わなければなりません。（法第18条）

L Pガスによる災害を防止するため、販売事業者は従業者に対して保安教育を実施しなければなりません。

保安教育用の資料としては、以下のものがあります。

- ① 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針（KHKS1701）
- ② よくわかるL Pガスの保安と販売

〈解釈〉「保安教育」としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であるとして指導されています。

10. 帳簿の記載

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間保存しなければなりません。（法第81条、規則第131条）

ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき場合

- ①体積販売を行った場合
- ②質量販売を行った場合
- ③残ガスを引き取った場合
- ④14条書面を交付した場合
- ⑤保安業務を委託した場合
- ⑥貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合
- ⑦バルク貯槽の検査を行った場合
- ⑧バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合
- ⑨バルク容器の機器の検査を行った場合

注1）自ら保安業務を実施した場合、保安機関として帳簿の記載が必要です。（規則第131条第2項）

注2）帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第131条」を参照してください。

〈解釈〉 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておくことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。

【罰則】 法第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第5号）

11. 報告

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）

注）報告様式については通達第132条（報告）関係を参照。（様式1）

（報告書の押印、署名に関する事項の削除等）平成21年3月19日改正

【罰則】 法第82条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第4号）



12. 事故届

(1) 高圧ガス保安法に係る事故届

販売事業者は次の場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）又は警察官に届け出なければなりません。

- ① その所有し、又は占有する液化石油ガスについて災害が発生したとき。
- ② その所有し、又は占有する液化石油ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（高圧ガス保安法第63条第1項、液化石油ガス保安規則第96条（様式第57））

(2) 液化石油ガス法に係る事故届

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければなりません。

（規則第133条）

(3) 消費者安全法に係る事故報告（平成21年8月26日付け協力要請による）

販売事業者は、LPガスの供給先において、死亡、30日以上に加療が必要な重傷、一酸化炭素中毒、消防当局による火災認定のある事故（疑いのある場合も含む。）の発生を知った場合には、速やかに、産業保安監督部に報告するよう要請されています。

〈特定消費設備に係る事故報告、事故届〉

(1) 販売事業者は、「特定消費設備」について次のいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに「特定消費設備」の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリその他適当な方法により、事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長へ報告しなければならない。

- ・「特定消費設備」の使用により、人が死亡、中毒又は酸欠となった事故
- ・「特定消費設備」から漏えいしたガスに引火して発生した負傷又は物損事故

＊「特定消費設備」とは、ガスメーターから末端ガス栓までの配管等を除いた消費設備であり、名称及び機種については通達〔平成18・12・26原院第5号〕別表2参照

（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2）

(2) 「特定消費設備」に係る事故届書は事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第96条（様式第57の2））

〈参考〉 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2・第96条に係る事故の報告・届出先

事故の種類	報告・届出先	期限等	様式等
a) 特定消費設備に係る以下の事故 ・人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 ・漏えいしたガスに引火し発生した負傷又は物損事故	以下の①、②の両方に行う。 ①産業保安監督部長 ②都道府県知事又は指定都市の長	①直ちに。追加報告は、事故発生の日から10日以内。 ②遅滞なく	①電話、FAX、その他適当な方法 ②様式第57の2
b) 特定消費設備に係る事故 (a)以外)	都道府県知事又は指定都市の長	遅滞なく	様式第57の2
上記以外のLPガス事故	都道府県知事又は指定都市の長	遅滞なく	様式第57



Ⅳ 認定液化石油ガス販売事業者

1. 認定液化石油ガス販売事業者とは

液化石油ガス法では、一般消費者等の保安を確保する手法として、いわゆる集中監視システム等を導入し、LPGガスの保安の高度化に特に積極的に取り組んでいる液化石油ガス販売事業者を認定する制度を規定しており、認定を受けた液化石油ガス販売事業者を「認定液化石油ガス販売事業者（以下「認定販売事業者」という。）」といいます。（法第35条の6）

認定販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法に応じて、「ゴールド保安認定事業者（第一号認定液化石油ガス販売事業者）」、「保安認定事業者（第二号液化石油ガス販売事業者）」に区分されます。（規則第46条）

2. 認定の要件

(1) ゴールド保安認定事業者【第一号認定液化石油ガス販売事業者】（規則第46条）

LPGガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者等の割合が70%以上であることが必要です。（認定告示第4条関係）

- ① 法令で要求する機能をもった遮断弁を有するガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等に設置していること。
- ② 法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③ 無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(2) 保安認定事業者【第二号認定液化石油ガス販売事業者】（規則第50条の2）

LPGガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者等の割合が50%以上であること。（認定告示第4条関係）

- ① 法令で要求する機能をもった遮断弁を有するガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等に設置していること。
- ② 法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③ 無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(3) 留意事項

合併その他の事由による事業の承継により、必要な一般消費者等の割合を一時的に下回った場合であっても、当該承継の日から1年以内は認定要件を満たしているとして取り扱われます。その場合には、遅滞なく、当該承継を証する書面を添えて、認定をした行政庁に対して報告する必要があります。

認定の要件に係る詳細事項

(1) 保安確保機器の種類（規則第45条）

- ① 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有する機器であって、告示で定めるもの
(マイコンメータS、E、SB、EB型)
- ② ①の機器によりガス供給を停止したことその他一般消費者等の保安に係る情報（特定保安情報）を電話回線等により自動的に伝達する機器
- ③ ②の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示す機器であって、①の機器によりガスの供給を停止させることができるもの
〈センター遮断機能がある双方向集中監視システム〉
- ④ 1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が30kg以下の調整器、内径が10mm以下で長さが1.2m以下のゴム製のホースを用いた液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、液化石油ガス用ガス漏れ警報器〔ガスの濃度についての指示機構を有するもの及び携帯用のものを除く。〕（規則第44条第1号カに規定される場合に限る。）及び調整器とガスメーターの間に設置される内径が15mm以下で長さが1.2m以下のゴム製のホースを用いた液化石油ガス用継手金具付低圧ホースであって、告示で定める基準に適合するもの

※ 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示

〈解釈〉「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、ガス漏れ警報連動遮断情報、不完全燃焼警報連動遮断情報、低圧部微小漏えい警告情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれます。

(2) 保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第46条）

- ① (1)保安確保機器の種類①～③までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。
- ② 液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、上記①の方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（認定対象消費者）の割合が告示で定める割合（70%）以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日認定対象消費者割合が、70パーセントを下回った場合には、当該承継の日から1年以内は、これを適用しない。
- ③ (1)保安確保機器の種類③の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。
- ④ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置されている(1)保安確保機器の種類①及び④の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。
- ⑤ 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。
- ⑥ 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る規則第18条、規則第19条、規則第44条第1号カ、規則第53条及び規則第54条に掲げる技術上の基準に適合すること。

〈解釈〉「常時当該機器を監視する者」は、機器のオペレーターであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員です。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関として「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要があります。この場合、監視する者は、前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えありません。

3. 認定LPガス販売事業者に対する特例

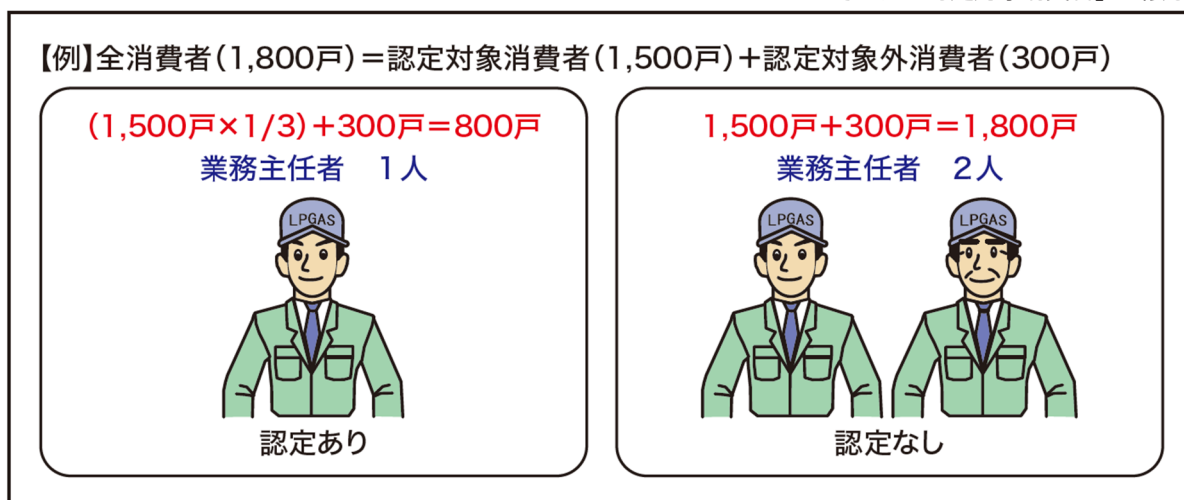
(1) ゴールド保安認定事業者（第一号認定LPガス販売事業者）

① 業務主任者（規則第49条）

▼販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和

→ 基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等*の数の2/3を減じることができる。【例参照】

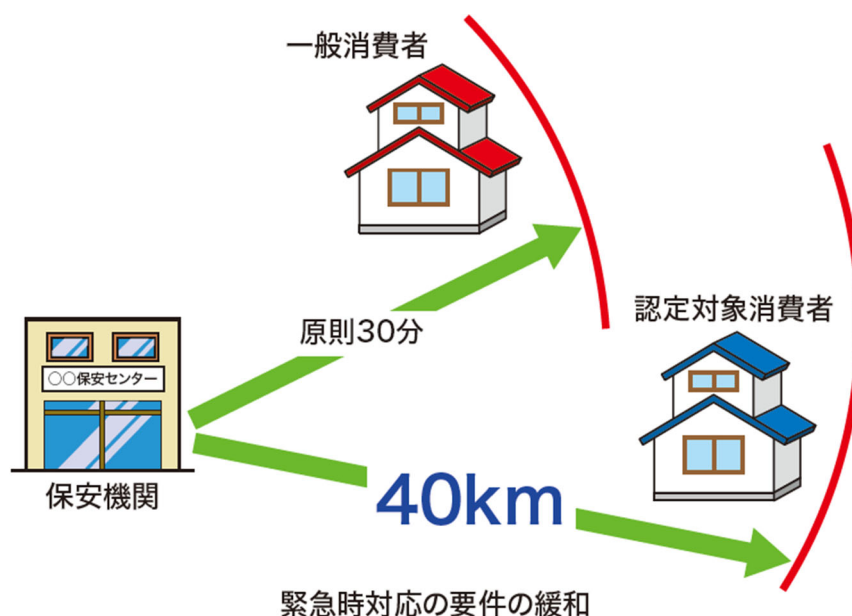
*：ここでは、「認定対象消費者」に限る。



② 緊急時対応（規則第50条）

▼原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和

→ 40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。【下図参照】



③ 点検・調査（法第35条の9、規則第50条）

▼ 4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和

→ 10年に1回以上とすることができる。（参考参照）

a. 定期供給設備点検

- ・調整器とガスメーター間の腐しよく・割れ等
- ・バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置
- ・バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験
- ・燃焼器の入口圧力
- ・調整器の腐しよく、割れ等及び液化石油ガスの適合性
- ・調整器の調整圧力及び閉そく圧力

b. 定期消費設備調査

- ・配管の腐しよく防止措置
- ・配管の漏えい試験
- ・燃焼器の入口圧力

④ 追加特例（第50条第3号、第5号、認定告示第7条第2項）

さらに、一般消費者等*の設置する燃焼器の全て（飲食店以外の場合には湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器）が以下のいずれかの要件を満たした場合には、追加特例を受けられる。

イ CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。

ロ 不完全燃焼防止装置が付けられていること。

ハ 燃焼器が屋外式であること。

*：ここでは、「認定対象消費者」に限る。

追 加 特 例

①緊急時対応の要件のさらなる緩和

→ 60キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。

②10年に1回以上の頻度の緩和対象を除いた4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和

→ 5年に1回以上とすることができる。

[参照：パンフレット（LPガス販売事業者の見直し②（P.63）]

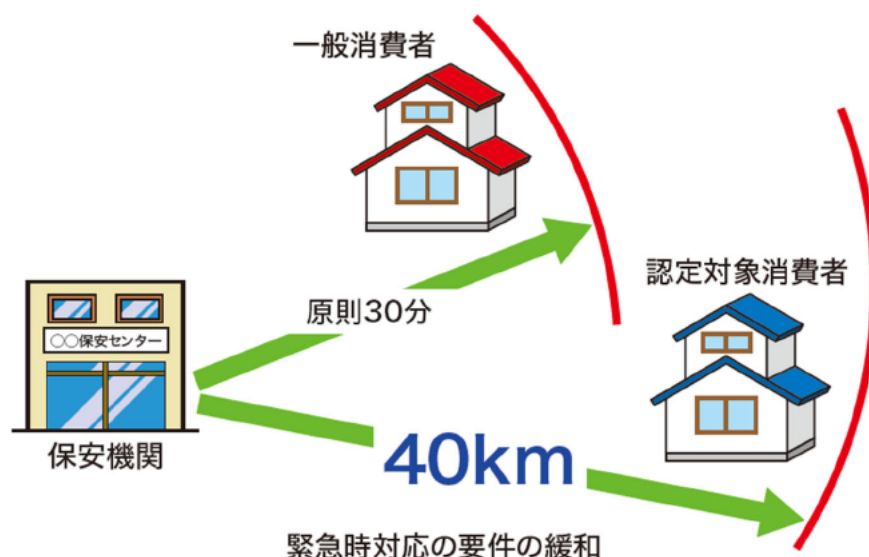
【留意事項】 保安業務（緊急時対応、点検・調査）の特例を受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、認定を受けた者の一般消費者等のうち、規則第45条第1号から第3号までに定める機器が規則第46条に定める方法で設置されていないものは、特例の対象とはなりません。

(2)保安認定事業者（第二号認定LPガス販売事業者）

▼原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和

→ 40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。

[参照：下図、パンフレット（LPガス販売事業者の見直し①（P.62））]



4. 認定の申請

液化石油ガス販売事業者の認定を受けようとする場合には、様式第26による申請書に保安確保機器の運営管理規程を添付して販売事業の登録をした行政庁に提出しなければなりません。

（規則第47条）

5. 認定液化石油ガス販売事業者の報告

(1) 認定液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を認定行政庁に報告しなければなりません。（法第35条の7）

認定液化石油ガス販売事業者の報告は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末の状況を販売事業所ごとに様式第27によりしなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（規則第48条第1項、第2項）

(2) 認定液化石油ガス販売事業者が「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から一年間の猶予期間があります。この場合においては、遅滞なく、その旨を認定行政庁に報告しなければなりません。（規則第48条第3項、第4項）

[参照：パンフレット（LPガス販売事業者の見直し③（P.64））、参考（認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期）]

参考

認定LPガス販売事業者エンブレム

認定液化石油ガス販売事業者は、以下エンブレムを使用することができます。エンブレムを使用したい場合は、経済産業省ガス安全室宛てに「認定液化石油ガス販売事業者制度エンブレム使用規約」に基づく「誓約書（様式第1号）」を電子メールで送付すると、後日、当該エンブレムの電子データが送付されます。

詳しくは、経済産業省公式Webサイト（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/ninteijigyousha.html）をご確認ください。



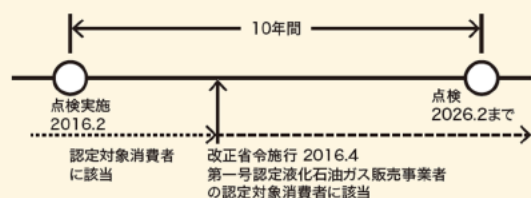


認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期

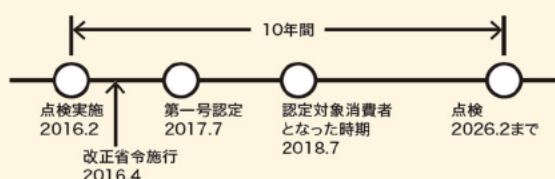
【通達（別添4）】抜粋（元号を西暦に変換して記載）

「第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第1回の点検は、前回の点検から10年までの間に行うものとする。」とは、前回の点検から10年を経過した日より前に行うものであり、例示すれば以下のとおりです。

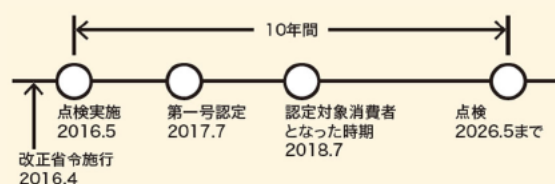
例1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第26号。以下2.及び3.において「改正省令」という。）の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）の場合



例2) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合

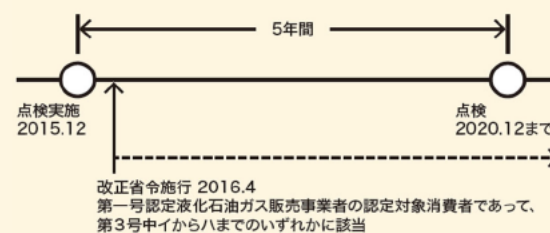
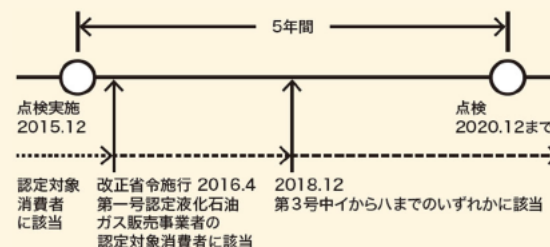


例3) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行後に点検を実施している場合

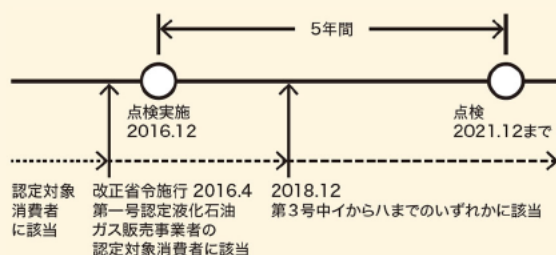


「第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第1回の点検は、前回の点検から5年までの間に行うものとする。」とは、前回の点検から5年を経過した日より前に行うものであり、例示すれば以下のとおりです。

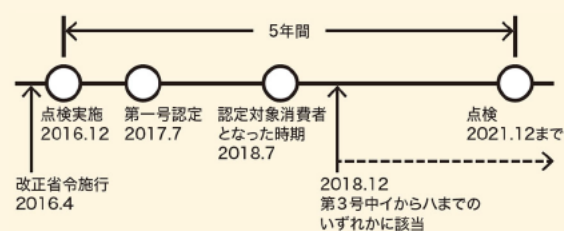
例1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（改正省令の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合



例2) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（改正省令の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合



例3) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行後に点検を実施している場合





保安業務

1. 保安業務を行う義務

販売事業者は、規定に基づいて、供給設備の点検、消費設備の調査、周知、緊急時の対応を販売事業者自ら保安機関として実施するか、他の保安機関に委託して実施しなければなりません。（法第27条）

2. 保安業務の内容

保安業務は下記の7つに分類されています。（規則第29条）

	保安業務区分の名称	保安業務の内容
①	供給開始時点検・調査	一般消費者等へ新たにガスを供給するときに、供給設備及び消費設備を点検・調査する業務
②	容器交換時等供給設備点検	充てん容器等の交換又はバルク貯槽等への充てん時などに供給設備を点検する業務
③	定期供給設備点検	定期的に容器交換時等供給設備点検項目以外の項目について供給設備を点検する業務
④	定期消費設備調査	定期的に消費設備を調査する業務
⑤	周知	LPGガスの使用上の注意点等、災害発生防止に関する必要事項を、周知チラシ等を用いて一般消費者等に周知させる業務
⑥	緊急時対応	災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡並びに出動して措置する業務
⑦	緊急時連絡	災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡により措置する業務



3. 認定

保安業務を行おうとする者は、規則で定める保安業務の区分に従い、認定を受けなければなりません。また認定を受けるには、販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行う場合にあつて、その販売所の存する場所により認定申請先は決まります。（法第29条）



申請書の提出先は以下のとおりです。

申請者の区分	申請書の提出先
1の指定都市の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	当該指定都市の長
1の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合(上記の場合を除く)	当該都道府県知事
1の産業保安監督部の区域内であるが、本部と支部のどちらか一方の区域（従来の経済産業局の区域内）に2以上の都道府県に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	当該産業保安監督部長 又は支部長*
1の産業保安監督部の区域内であつて本部との支部双方の区域に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	産業保安監督部長
2以上の産業保安監督部の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	経済産業大臣

* 申請書の宛先は、「産業保安監督部長」とする

■ 例

保安業務の委託	申請書の提出先
名古屋市の販売所から保安業務を受託する	名古屋市長
青森県の販売所から保安業務を受託する	青森県知事
青森県と岩手県にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部 東北支部長*
青森県と東京都にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部長
青森県と北海道にある販売所から保安業務を受託する	経済産業大臣

* 申請書の宛先は、「産業保安監督部長」とする

〈解釈〉申請先は、保安業務の委託の契約が締結される相手方たる液化石油ガス販売事業者の「販売所」の所在地によって決定されるものであつて、「保安機関の事業所」の所在地によって決定されるものではありません。

注) 保安機関は、保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはなりません。（法第34条第2項）

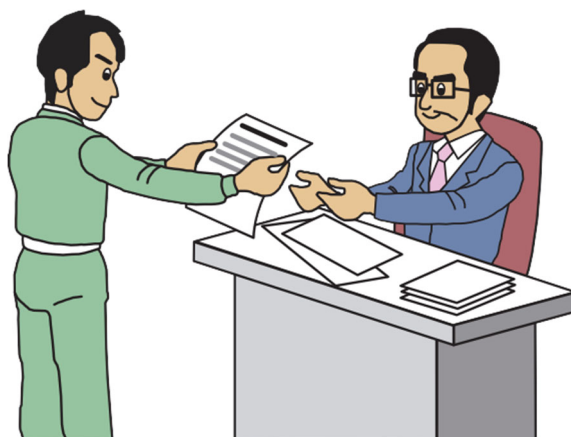
4. 保安業務規程の認可申請等

保安機関は保安業務に関する規程を定め、その認定を受けた行政庁の認可を受けなければなりません。これを変更するときも変更認可申請が必要です。いずれも事前の申請が必要です。（法第35条、規則第39条）

「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」通達〔20210204保局第1号 令和3年2月25日付け〕「別添 保安業務規程の記載例について」を参考にしてください。

保安業務規程の変更が必要なケースは以下のとおり多岐にわたりますが、いずれも事前の変更認可申請が必要となります。

- （例1）保安業務規程の内容を変更しようとする場合
- （例2）新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
- （例3）保安業務区分の認定を取り消しようとする場合
- （例4）保安業務区分の消費者の数の増加及び事業所の増加をしようとする場合
- （例5）保安業務区分の消費者の数の減少及び事業所の減少をしようとする場合
- （例6）保安業務資格者（調査員含む）の数を変更しようとする場合
- （例7）保安業務用機器の数を変更しようとする場合
- （例8）年間実働日数及び平均月間実働日数を変更しようとする場合
- （例9）事業所の名称を変更しようとする場合
- （例10）事業所の所在地を変更しようとする場合

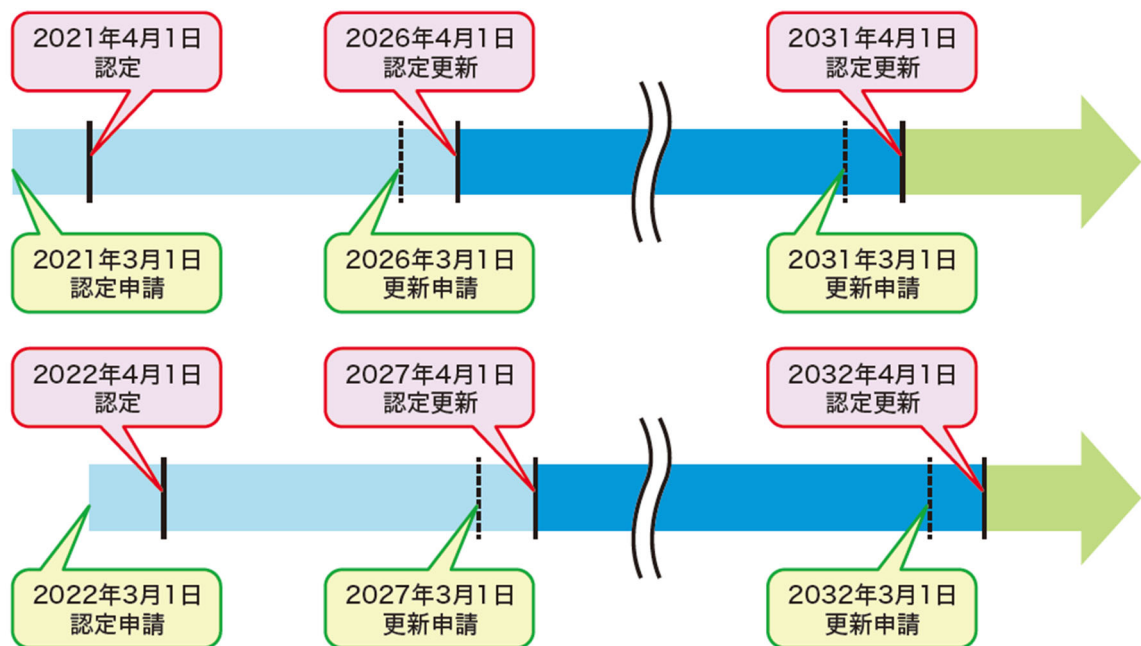


5. 保安機関の認定の更新

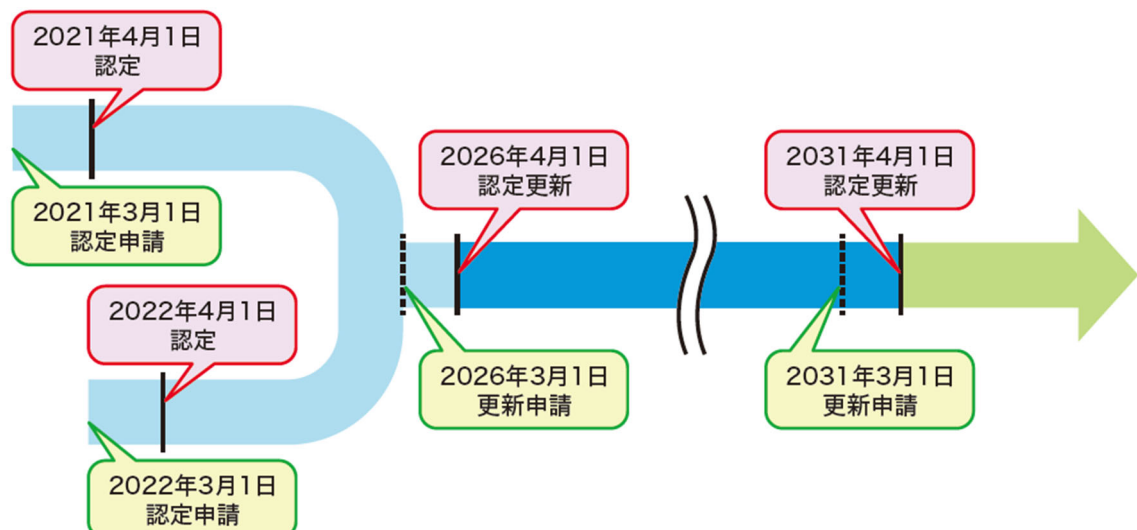
認定を受けた保安業務区分は、認定年月日から5年以内に更新しなければなりません。また、追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定時から5年以内に更新しなければなりません。（法第32条、政令第6条、規則第34条）

注）更新の手続きは認定期限の30日前までに申請してください。追加認定がある場合の更新申請は、以下の例のように2通りあります。

（例1）2021年4月1日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、2022年4月1日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、区分ごとに個別で認定更新を行う場合



（例2）2021年4月1日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、2022年4月1日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、初めの認定有効期間に合わせて全ての区分を一括で認定更新を行う場合



6. 一般消費者等の数の増減

事業所ごと、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超えて保安業務を行う場合には、増加の認可が必要になります。

また、減少したときは、減少の届出が必要です。（法第33条、規則第35条）

(例1) 保安業務区分『容器交換時等供給設備点検』

一般消費者等の数が認定時5,000戸であって、5,000戸を超えると予想される場合、増加認可申請が必要です。（5,000戸を超える前に認可を受ける必要があります。）



一般消費者等

增加予想

[illegible]

増加認定申請が必要

(例2) 保安業務区分『緊急時対応』

一般消費者等の数が認定時10,000戸であって、現状3,000戸未滿で減少の届出をします。ただし、技術的能力が満足する場合は届出の必要はありません。



一般消費者等

減少



一般消費者等

[illegible]

減少の届出が必要

注) 「増加認可申請」、「減少届出」を行うときは、保安業務規程の変更認可申請が必要です。

【罰則】法第33条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

7. 認定行政庁の変更の届出

保安業務を実施する販売事業者の販売所の所在地が行政単位を越える場合は、販売所の所在地に相応する行政庁の認定を新たに受けるとともに、従前の認定をした行政庁に認定行政庁変更届を提出しなければなりません。（法第35条の4、規則第40条）

■例

保安機関 現行認定行政庁	委託する販売所の所在地		新認定行政庁	変更届提出先
	現行所在地	変更後販売所		
青森県	青森県	青森県 岩手県	関東東北 産業保安監督部 東北支部	青森県知事
経済産業省	福岡県、佐賀県 山口県、広島県	福岡県	福岡県	経済産業大臣
横浜市	横浜市	横浜市 名古屋市	経済産業省	横浜市長

※保安機関の所管行政庁が監督部（支部）から経済産業省へ変わるような場合（経済産業省から監督部（支部）の場合及び保安監督部（支部）間である場合を含む。）には、あらかじめ新たな所管行政庁にご相談ください。

【罰則】法第35条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

8. 保安機関の変更の届出

保安機関は、法第29条第2項第1号及び第3号に変更があった場合は、認定を受けた行政庁に届け出なければなりません。（法第35条の4、規則第41条）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 保安業務を行う事業所の所在地

【罰則】法第35条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

9. 承継の届出

被承継者の保安機関に係る事業の全てについて譲り受ける場合に行います。

また、相続により事業を承継する場合も届出が必要です。

所管行政庁が同一の場合は、当該行政庁へ届け出ます。

所管行政庁が異なる場合は、承継後の新所管行政庁へ届け出ることとなります。（法第35条の4、規則第42条）

(1) 提出先

承継届書には様式第21「保安機関承認届書（甲）」と様式第22「保安機関承認届書（乙）」がありますので、規則第42条第1項に従い、間違いのないように提出します。

所管行政庁に変更がない場合は、様式第21「保安機関承認届書（甲）」のみをその行政庁に提出します。

■ 例

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書（甲）	届書（乙）
経済産業省	経済産業省	経済産業省	○	
経済産業省	都道府県	経済産業省	○	○
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	○	
九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	経済産業省	○	
青森県	経済産業省	経済産業省	○	○

(2) 添付書類

承継の届書には、次の書面を添付する必要があります。

- ① 保安機関の事業の全部を譲り受けて保安機関の地位を承継した者にあつては、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- ② 保安機関の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第23による書面及び戸籍謄本
- ③ 保安機関の地位を承継した相続人であつて、②の相続人以外のものにあつては、様式第24及び戸籍謄本
- ④ 合併によって保安機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ⑤ 分割によって保安機関の地位を承継した法人にあつては、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

10. 保安業務の廃止

保安業務を廃止しようとする保安機関は、認定を受けた行政庁に様式第25による届書により廃止を届け出なければなりません。（法第35条の4、規則第43条）

【罰則】法第23条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 = 20万円以下の罰金に処する。（法第101条第2号）

1 1. 保安業務の委託

販売事業者及び保安機関は、保安業務について委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載して署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（法第28条）

- ① 委託する一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、代表者の氏名
- ② 保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法
- ③ 経済産業省令で定める事項（規則第28条）
 - イ 保安業務を実施した結果を販売事業者に連絡する方法
 - ロ 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項
 - ハ 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

〈解釈〉ハの「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- a 供給設備について災害が発生するおそれがある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方（販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合は一般消費者等）をいいます。
- b 消費設備について災害が発生するおそれがある場合には、消費設備の種類、その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方（販売事業者及び一般消費者等）をいいます。

1 2. 保安機関の報告

保安機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に下記事項を、認定を受けた行政庁に提出しなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）

- ① その事業年度における保安業務区分ごとの保安業務の実施状況
- ② その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数
- ③ 法人にあっては、その事業年度中の役員又は構成員の構成の変更

注）報告様式については、通達（別添 4）規則第132条（報告）関係「保安業務実施状況報告（様式 2）」を参照。

- * 1 平成28年 6 月 8 日改正（保安業務に係る一般消費者等の数として完了数、拒否数及び不在数の記載欄の追加等）
- * 2 平成28年12月27日改正（周知を実施した一般消費者の数として、書面配布、電子メール、ファイル記録、記録媒体の記載欄の追加）

【罰則】法第82条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 = 20万円以下の罰金に処する。（法第101条第 4 号）

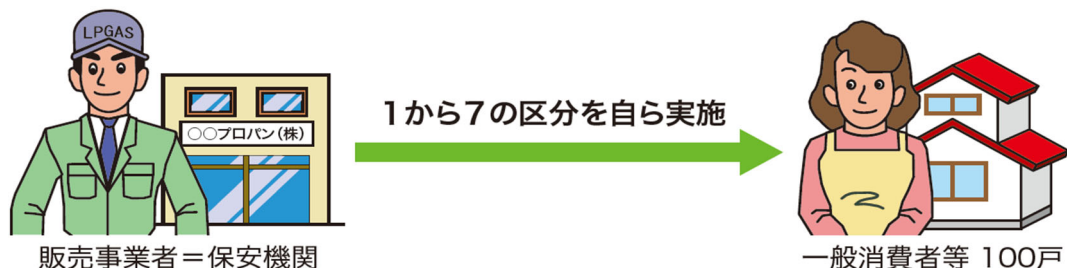
1 3. 保安業務の運用

販売事業者は、次の方法で保安業務を行います。

- ① 全ての保安業務区分を、保安機関として実施するか、他の保安機関に委託する。
- ② 全ての一般消費者等に対し実施するか、一部又は全ての一般消費者等の保安業務を他の保安機関に委託する。

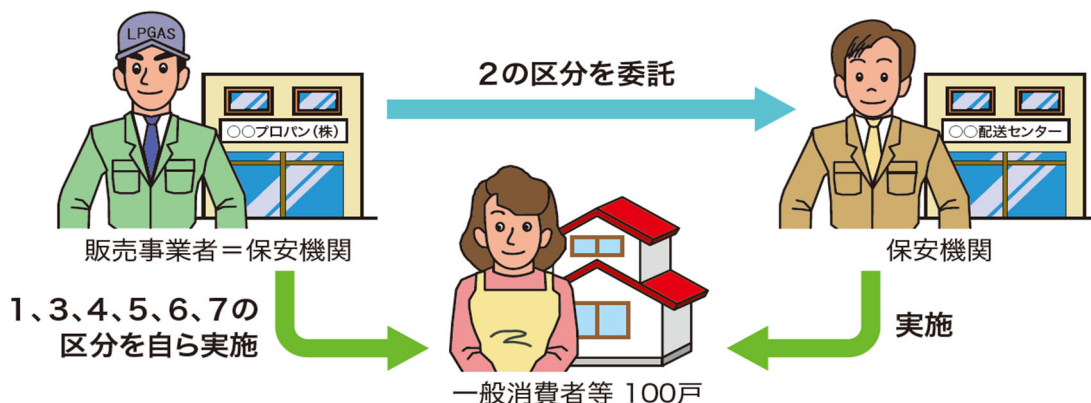
(例 1) 全ての一般消費者等について、全ての区分を保安機関として自ら実施する。

■ 一般消費者等を100戸とした場合



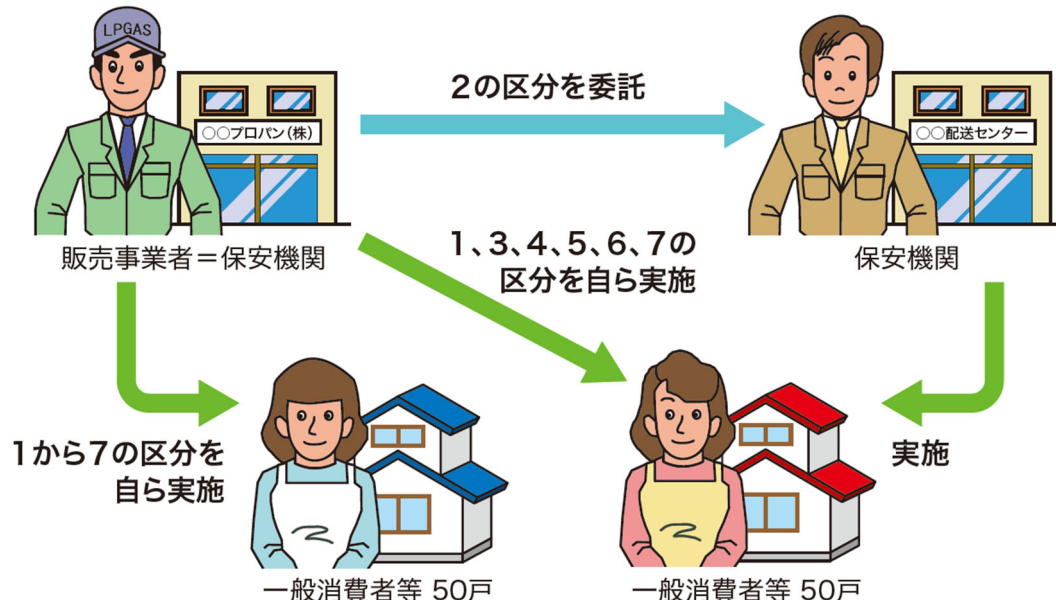
(例 2) 全ての一般消費者等について、一部区分を他の保安機関に委託する。

■ 一般消費者等を100戸とした場合



(例 3) 一般消費者等の一部について、他の保安機関に区分の一部を委託する。

■ 一般消費者等を100戸とした場合





VI 液化石油ガス設備工事

1. 液化石油ガス設備工事

液化石油ガス設備工事は、保安の確保に直結するものであり、販売事業者は設備工事に関して、工事事業者が届出のされている工事事業者であるか、作業者の資格、施工内容などについて、管理することが求められます。

(1) 液化石油ガス設備工事の作業とは

液化石油ガス設備士でなければ従事してはならない液化石油ガス設備工事の作業は、次の作業をいいます。（規則第108条）

- ① 硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業
- ② 硬質管の相互を接続し（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業
- ③ 次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イから二までに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）、又は取り外す作業
 - イ 気化装置 ロ 調整器 ハ ガスメーター
 - ニ 自動ガス遮断器 ホ バルブ ヘ ガス栓
- ④ 地盤面下に埋設する硬質管に腐しよく防止措置（電気防しよく措置を除く。）を講ずる作業
- ⑤ 気密試験の作業

注）接続、取り外し等の運用及び解釈について

「通達規則第108条（液化石油ガス設備工事の作業）関係」及び「例示基準第40節供給管等の修理又は取り外し」を参照。



(2) 設備工事資格者

特に定められた上記（1）の液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備士の有資格者でなくては従事してはなりません。（法第38条の7）

液化石油ガス設備士は、設備工事の作業に従事するときは、供給設備、消費設備それぞれが技術上の基準に適合するように作業をしなければなりません。また、設備工事の作業に従事するときは液化石油ガス設備士免状を携帯していなければなりません。（法第38条の8）

なお、配管用フレキ管・ポリエチレン管の工事を行うには液化石油ガス設備士の資格に加え、それぞれの講習の修了が必要となります。（例示基準28節 1. ②（i）1及び（ii）b）

液化石油ガス設備士は法令で定める期間内に講習を受けなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければなりません。（法第38条の9）（規則第109条）

【罰則】法第38条の7の規定に違反した者＝3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第98条の2第2号）



液化石油ガス設備士

(3)基準適合義務

液化石油ガス設備工事は、供給設備、消費設備それぞれが技術上の基準に適合するようにしなければなりません。（法第38条の2）

注）販売所ごとに液化石油ガス設備士を確保又は特定液化石油ガス設備工事業者と継続的な委託契約を締結する必要があります。

（通達法第38条の2（基準適合義務）関係）

【罰則】法第38条の2の規定に違反した者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第1号）

(4)液化石油ガス設備工事の届出

特定供給設備以外で貯蔵能力500kgを超える供給設備で、学校、病院等（規則第86条施設）に係る液化石油ガス設備工事をした者は、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に届け出なければなりません。

（法第38条の3、規則第88条）

上記設備は、新設以外に次の場合にも届出が必要です。

①供給管の延長を伴う工事

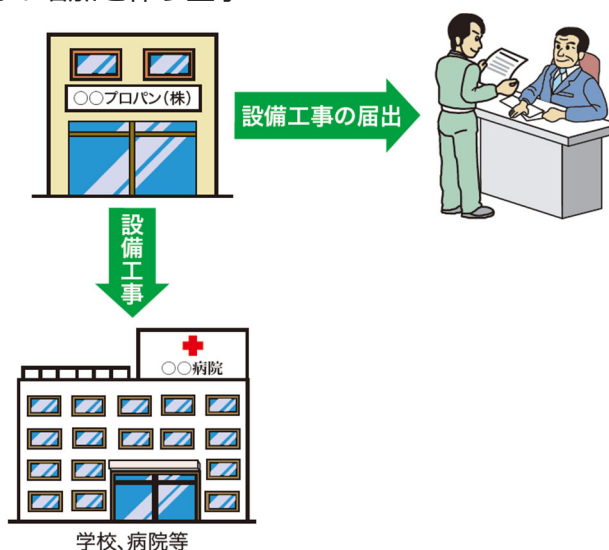
②貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

注1）学校、病院等（規則第86条施設）

であって、貯蔵能力が300kg以上500kg以下の貯蔵設備を設置した場合及び同施設以外の施設に貯蔵能力300kg以上の貯蔵設備を設置した場合は、当該設備を管轄する消防署に届け出てください。

〈消防法：危険物の規制に関する規則第1条の5〉様式第1（第1条の5関係）

「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書」

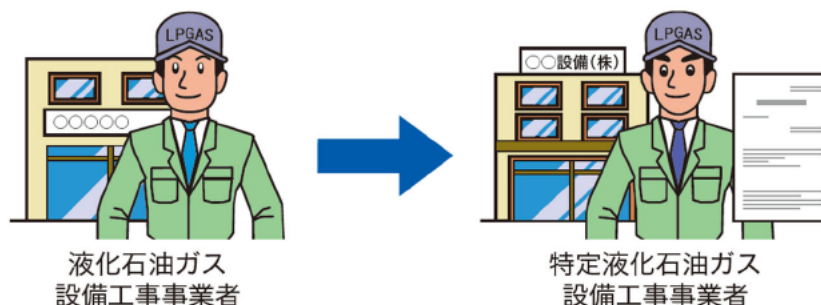


注2）行政によっては、条例等により、事前の届出や設備廃止の届出が必要と定められている場合があります。

【罰則】法第38条の3の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

2. 特定液化石油ガス設備工事業

特定液化石油ガス設備工事業業者でなければ、特定液化石油ガス設備工事の事業を行うことはできません。



(1) 特定液化石油ガス設備工事とは

特定液化石油ガス設備工事は、次のものをいいます。(規則第111条)

- ① 硬質管相互の接続（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事
 - ② 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから二までに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）又は取り外しに係る工事
- | | | |
|-----------|-------|----------|
| イ 気化装置 | ロ 調整器 | ハ ガスメーター |
| ニ 自動ガス遮断器 | ホ バルブ | ヘ ガス栓 |

(2) 特定液化石油ガス設備工事業の届出

特定液化石油ガス設備工事の事業を行おうとする者は、事業所ごとに事業の開始の日から30日以内に、その事業所を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）に届け出なければなりません。（法第38条の10第1項）

(3) 特定液化石油ガス設備工事業の変更及び廃止

特定液化石油ガス設備工事業業者は、次の事項に変更があつたとき又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、届出をした都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）にその旨を届け出なければなりません。（法第38条の10第2項）

注）特定液化石油ガス設備工事業の届出をしている販売事業者は、販売所等の変更届と連動して変更手続きを行うようにしましょう。

特定液化石油ガス設備工事業の届出、変更及び廃止において届け出る事項

- ① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 設備工事に係る記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

【罰則】 法第38条の10第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 = 20万円以下の罰金に処する。（法第101条第2号）

法第38条の10第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 = 10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）